

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第167号)

平成12年12月1日

横情審答申第167号

平成12年12月1日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成11年8月17日福 児第 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「処理経過並指導措置決定伺い（記録番号： - , - , - ）」の
公文書の公開請求の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「処理経過並指導措置決定伺い（記録番号： - , - , - ）」の公文書の公開請求に対し、非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「処理経過並指導措置決定伺い（記録番号： - , - , - ）」（以下「本件申立文書」という。）の公文書の公開請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成11年5月31日付で行った非公開決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号及び第6号に該当するため非公開としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 処理経過並指導措置決定伺いについて

児童相談所における児童やその保護者への相談援助活動の経過は、児童記録（ケースファイル）に集約されており、その中には指導記録、各種会議提出票、関係資料等がつづられている。本件請求の対象となった処理経過並指導措置決定伺いは、児童記録の1ページ目にとじ、児童処遇の経過において決裁を受けた事項を決定する伺いの一覧である。

(2) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書は、児童相談所における児童個人に関する処遇経過がすべてわかる情報であり、公開することにより、容易に特定児童の情報と判別できる。

(3) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

児童のプライバシーを公開すれば、相談業務の基本である秘密保持が守られないことになり、児童相談所業務の執行に著しい支障が生じる。

4 異議申立人の非公開決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非公開決定に対する意見は、次のように要約される。

被害者の人権，プライバシー，保護・安全等を確保するため，また，再犯から身を守るため「犯罪被害者通知制度」に代わるものとして開示を求める。

加害者が刑罰対象外の歳ということで考慮されるなら，年少者である被害者を守ることが重要であり，緊急にすべきである。児童相談所は，被害者を放置したまま，加害者のみの業務を行い，二次・三次被害へと発展させた。

実施機関は，被害者に対して何ら指導してくれない。それにもかかわらず，本件申立文書を作成していることはおかしい。この疑問を情報公開によって明らかにしたい。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが，本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため，当審査会は，新条例附則第6項の規定により，旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 児童相談所の業務について

児童相談所は，児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する児童福祉の理念を実現し，児童の基本的権利を保護するため法第15条の規定により設置されている機関である。

児童相談所の業務は，「相談援助活動」と総称され，法第15条の2に規定するように，家庭その他からの児童の福祉に関する様々な相談に応じて，専門的立場から児童及びその家庭につき，必要な調査並びに医学的，心理学的，教育学的，社会的及び精神保健上の判定を行い，これに基づき，個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので，措置の決定に当たっては，常に児童の最善の利益が考慮される。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書である，加害児童の処理経過並指導措置決定伺いは，児童相談所の相談援助活動に伴って児童ごとに作成・保存される児童記録の中につづられており，当該児童に対する処遇等の決定等に係る文書であって，起案日，決裁日，事項，決裁等の欄があり，その処遇が起案日順に記載されている。このうち，事項の欄の記載内容としては，受理・判定・処遇会議への資料提出，各会議における処遇等の決定内容，一時保護等の措置の実施又は解除等，相談援助活動に関する情報が日付を付して記載されていることが認められる。

(4) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については公開しないことができるとしている。

イ 本件申立文書には、上記(3)で述べたように、特定の加害児童に対し、その処遇等の決定内容や経過及び関係機関からの情報等が、起案日順に日付を付して記載されていることが認められる。本件申立文書に記載されている情報は、特定の児童に対する相談援助活動に伴う情報であり、記載内容自体が属人的なものであることが明らかであることから、仮に氏名を非公開としても、特定の児童を容易に識別できる情報であることが認められ、本号本文に該当すると考える。

したがって、本件申立文書が旧条例第9条第1項第1号に該当するとして、実施機関が非公開とした決定は、妥当である。

なお、本件申立文書は、法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であるとはいえず、本号かっこ書に該当しない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書は、旧条例第9条第1項第1号に該当する情報であり、公開しないことができるものであることから、旧条例第9条第1項第6号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が非公開とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年8月17日	・ 諮問
平成11年9月24日	・ 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成11年9月24日 (第209回審査会)	・ 諮問の報告
平成11年12月6日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 審議